

令和8年度 高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種実施要領(医療機関用)

この予防接種は予防接種法に基づく定期予防接種(B 類疾病)となります。実施詳細につきましては、小冊子「B 類疾病予防接種ガイドライン」をご確認の上実施してください。

実施期間 令和8年10月1日(木)～令和9年2月28日(日)まで

対象者 飯塚市、嘉麻市、桂川町に住所(住民票登録)を有する者で下記に該当する方

- ① **接種日現在**で65歳以上の方
- ② **接種日現在**で60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活を極度に制限される方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に、日常生活動作がほとんど不可能な程度の障がいがある方(身体障がい者手帳(以下「身障手帳」という)1級程度)

注1) 対象となる障がいは、上記対象者②のみです。②以外の、例えば**肢体不自由や直腸の障がいを理由として1級と認定された方は、対象外となります。また、②以外の65歳未満の方は、対象外です。**

注2) 身障手帳の提示や証明書(主治医の診断書・意見書)の提出により対象者であるか判断してください。

注3) ②の対象者で、身障手帳をお持ちの方は、予診票下部の「※60歳～65歳未満の場合」のところに手帳番号と病名を書いてください。手帳のコピーを添付してもかまいません。

証明書により対象となる場合は、証明書(主治医の診断書・意見書)を添付してください。障がいの1級程度を判断する医師は、認定医や心臓などの疾患の専門医に限りません。接種を希望する対象者のかかりつけ医により行うことができます。その際には、配布資料の「身体障がい者1級程度認定基準」に沿って、該当の有無を判断してください。また、該当する場合は、どの項目に該当するかを明確にしておいてください。

接種回数 実施期間内に **1回のみ**
(接種期間内において2回接種された場合は、2回目は全額自己負担になります。)

接種費用 各医療機関は、**「4,700円」を自己負担金**として徴収してください。
(ただし、飯塚市、嘉麻市、桂川町以外の方の接種料金、自己負担金については異なりますので各市町村もしくは福岡県医師会のホームページでご確認ください。)

減免対象者 上記対象者①②のうち、次の方は接種費用が無料になります。

減免対象者	飯塚市	桂川町	嘉麻市
生活保護 世帯	医療カードの提示の者	診療依頼書の提示の者	印鑑登録証兼医療カードの提示の者
	(予診票下段にケース番号記入)		
市町民税非課税 世帯 (世帯全員が該当する場合のみ)	①市町発行の非課税 世帯であることがわかる 証明書等持参の者 ※非課税世帯証明書または非課税証明書(保健事業のみ使用可の押印があるもの)等 (予診票下段にチェックし、原本を予診票添付)		
	②介護保険施設入所者であれば、介護保険負担限度額認定証 (介護保険負担限度額認定証であればコピーを予診票に添付)		
	③介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書		

注意点

- ① 自己負担金の免除の確認は、各医療機関窓口で行ってください。
- ② 生活保護世帯の方は予診票下段にケース番号(医療カード・診療依頼書の番号)を記入、非課税世帯の方は、予診票下段のチェックと証明書(非課税世帯であることがわかる証明書原本または介護保険

負担限度額認定書写し)を添付してください。(記入がない場合は、一般分として委託料が算出されますのでご注意ください)

- ③ 介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書は嘉麻市のみです。(別紙参照)
- ④ 対象者①②のうち、生活保護世帯、非課税世帯に属する方が減免の対象です。身障手帳1級程度の日常生活状態に該当する方も必ず一般か減免かの確認をしてください。

＜非課税世帯であることがわかる証明書について＞

【発行場所】

- 飯塚市・・・本庁市民課・各支所市民窓口課
- 嘉麻市・・・本庁税務課・各支所市民サービス課
- 桂川町・・・税の担当窓口

注1) 非課税世帯であることがわかる証明書はその年の1月1日現在の住所地での発行となるため、現住所と違う市町村の非課税世帯であることがわかる証明書を持参される場合があります。

注2) 接種費用を支払った後に非課税世帯と判明した場合、市町で払い戻しはできません。

接種不可者

- 当日の接種不可も市町の公費負担の対象となります。委託料は 1回 3,333円です。
- 接種不可は同一人に対して、「1回」のみが公費負担の対象となります。

被接種者数の報告

毎月10日までに前月分の予診票と予防接種(実施報告書兼)請求書を被接種者の住民票のある市町へ提出してください。

委託料(接種料金)

	一般	減免	接種不可
委託料	11,008円	15,708円	3,333円

その他

- ① 医師が特に必要と認めた場合は、高齢者インフルエンザと同時に接種をすることは可能です。
- ② 接種希望者から電話予約があった時に、生活保護世帯は医療カード又は診療依頼書、非課税世帯の方は非課税世帯であることがわかる証明書(施設入所の方は介護保険限度額認定証でも可)を持ってくるようにお伝えください。
- ③ 予診票はボールペンで記入してください。
- ④ 接種不適合者、要注意者は「小冊子「B類疾病予防接種ガイドライン」等で確認してください。
- ⑤ 予診票のワクチン接種年月日と本人サインの日は、必ず同じ日にして下さい。
- ⑥ 医師の署名又は記名押印は、医師の直筆(フルネーム)又はゴム印(押印必要)が必要です。
- ⑦ 高齢者向けの予診票が不足する場合は、事前に医療機関の所在する市町にご連絡ください。
※高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種の対象者以外は、任意接種ですので、市町から配布した予診票は使用できません。
- ⑧ 接種後、高齢者予防接種済証(別添)に必要事項を記入のうえ、被接種者に交付してください。
- ⑨ 本人が接種を希望する場合に接種を行うことができます。本人が署名できない場合、予診票の本人同意欄の代筆が可能な方は、順番に同居の家族・同居していない家族・身の回りの世話をする施設の職員となります。接種医師、医院の看護師、施設長による代筆はできません。なお、対象者の意思の確認が容易でない場合は本人の意思が尊重されるように十分配慮の上、家族やかかりつけ医の協力を得て接種してください。

問い合わせ先

※接種者の住民票のある市町にお問い合わせください。

嘉麻市	健康課	健康推進係	TEL0948-42-7430
飯塚市	健康保健課	地域保健係	TEL0948-96-8615
桂川町	健康福祉課	健康推進係	TEL0948-65-0001

(別紙)

介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書について

- ①減免の書類として利用できるのは嘉麻市のみです。
- ②介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書は、6月中旬に介護保険料が年金から天引きされている方等に郵送されています。
- ②右側の保険料算定基礎の「世帯課税状況」が「非課税」と記載されてある方が該当となります。
- ③提示された場合、通知書なので原本は本人に返していただく必要があります。コピーを取られ予診票に添付されるか、または予診票の下段「減免者の確認」の非課税世帯にチェックを入れていただき、「介護確認」と記載をお願いします。
- ④介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書は再発行されませんので、紛失された方等については、税務課窓口で発行しています非課税世帯証明をご本人にとっていただくようにお願いします。

【広報9月号掲載】

保険料算定の基礎

生活保護	***
老齢福祉年金	***
本人市町村民税所得額	非課税
世帯課税状況	非課税

介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書

※介護保険法施行令附則第二十四条及び二十五条の規定適用後のものであり

令和8年度分の介護保険料額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号: [] 被保険者氏名: []

決定年月日: 令和8年6月1日

決定事由: 当初賦課による保険料額決定

年額保険料額

令和8年度に納付する保険料額 [] 円

月別の保険料額

月	特別徴収 (年金からの天引き)	納期	普通徴収の納期
4月	[]		
5月	[]		
6月	[]		
7月	[]		
8月	[]		
9月	[]		
10月	[]		
11月	[]		
12月	[]		
1月	[]		
2月	[]		
3月	[]		
計	[]		

保険料算定の基礎

生活保護	***
老齢福祉年金	***
本人市町村民税所得額	非課税
世帯課税状況	非課税

※介護保険法施行令附則第二十四条及び二十五条の規定適用後のものであり。個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。

所得段階

期間	月数	確定所得段階
令和8年4月～令和8年3月	12	[]

※確定所得段階は直前の所得段階区分を参照下さい。

保険料納付方法等

保険料徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金